

令和7年度 第4次愛川町障がい者計画
策定業務委託公募型プロポーザル
選定基準

愛川町

令和7年度 第4次愛川町障がい者計画
策定業務委託公募型プロポーザル選定基準

1. 審査方法

本業務を実施する事業者の決定は、本プロポーザル参加者から提出された提案書及び見積書について内容等を評価し、点数化した総合評点により決定します。

最優秀候補者の選定は、プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、参加者から提出された見積書及び提案書を、客観的に評価する基準として示すものです。

(1)公募型プロポーザル方式

本プロポーザル方式では、応募のあった提案書等について次の手順により最優秀候補者を選定、優先交渉権者を決定して契約を行います。契約方法は随意契約とします。

①提案書等の確認等

提出された提案書等が指定されている内容等に合致し作成されているか確認する。この結果、提案書に不足・不備等がある場合は無効又は失格とする。

②提案審査

応募書類の評価及び審査は、次の方法により提案書等の内容の評価を行い、最優秀候補者を選定する。

ア 提案内容の得点化

提案書の内容について、評価項目ごとに評価し、得点化を行う。

イ 提案価格の得点化

見積書に記載された価格について、見積額評価基準を用いて得点化を行う。

ウ プレゼンテーションの得点化

プレゼンテーションの内容について、評価項目を用いて得点化を行う。

エ 総合評点の算出

提案書及びプレゼンテーションに関する審査により算出された評価項目ごとの点数及び見積書による提案価格の点数を合計し、総合評点を算出する。

オ 最優秀候補者の選定

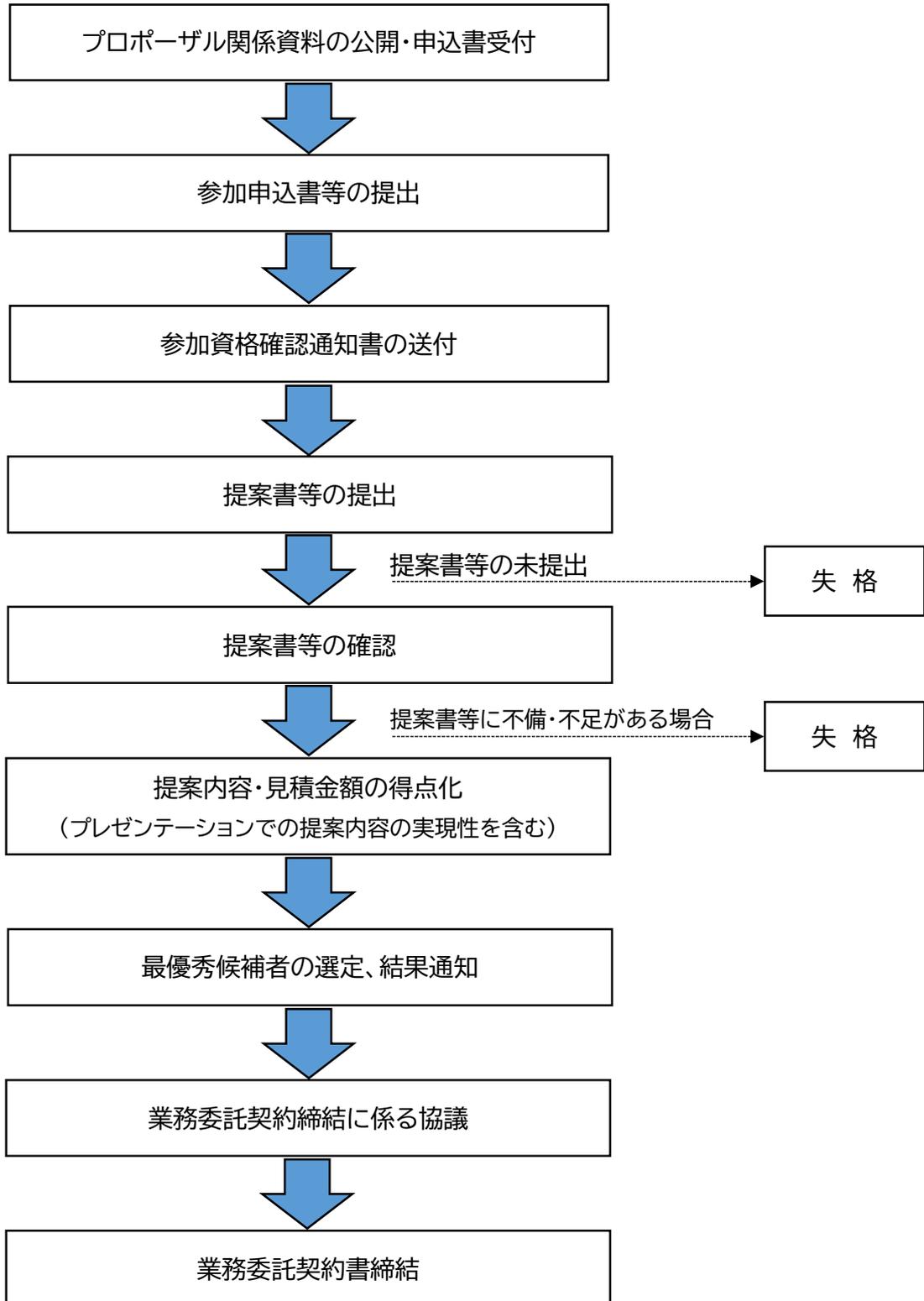
総合評点の最も高い提案者を、最優秀候補者として選定する。

③ 優先交渉権者の決定

審査員による最優秀候補者の選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定の流れ

公募開始から契約締結までの流れは、次のとおりです。



2. 提案書類の確認等

(1)確認の方法

提案書類の内容が、評価項目の内容を満たしていることを確認する。この結果、評価項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(2)確認の項目

①提案書の確認

- ア 提出された提案書が指定されたとおり全て揃っていること。
- イ 提出された提案書が指定された様式を使用していること。
- ウ 提案書の綴り方について、次ページの3. 評価項目及び配点の順序に沿ったものとなっていること。ただし、評価項目プレゼンテーションは除く。
- エ 同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

②見積書の確認

- ア 記載された価格が、指定の提案価格の上限額以下であること。
- イ 指定された記載方法や指示事項に合致していること。

3. 評価項目及び配点

評価項目及び配点については、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
見積金額		・見積書金額に対する価格評価	10点
業務遂行能力に関する項目	業務実績の評価	・令和元年度以降の同種業務の実績内容及び件数(同一計画に対して調査と計画策定を分けて受託している場合、実績数は1件とします) ・同種業務の受託経験を当該事業に反映できる事項	5点
	実施体制の評価	・会議並びにパブリックコメントにおける支援体制 ・本業務における同種業務経験者の人員体制 ・本業務における文章の自主校正体制、個人情報保護体制	15点
	スケジュールに対する評価	・基礎調査の実施、計画策定に向けた資料等の整理から計画の策定までのスケジュールの全体像が現実的な工程となっているか。 ・役割分担が明確に示されているか。また、業務内容ごとに実施時期が明らかになっているか。	10点
	現状計画の分析評価	・本町の現行計画を分析し、障害者の取り巻く実態を踏まえた課題を整理して提案しているか。	10点
	計画策定に向けた分析評価	・アンケート調査の実施方法は、仕様書に照らして適切な内容かつ回収率向上に資する提案があるか。 ・調査結果の分析について工夫が見られ、かつ実現性があるか。	10点
企画提案内容に関する項目	計画書作成に向けた評価	・本町の地域特性や関連計画等が把握され、町の実情に合う提案となっているか。 ・昨今の障害福祉制度の動向や国・県の方向性等を踏まえた内容で、分かりやすく見やすい計画書となるように提案されているか。	20点
	独自の提案に対する評価	・本町に有益となる独自の提案等があるか。 ・説得力、独自性のある提案であるか。	10点
	プレゼンテーションに対する評価	・説明が平易で論理的かつ説得力があるか ・業務に対する取組み意欲があるか	10点
合計			100点